

平成26年11月4日

生命保険窓販商品の追加

－ 住友生命『ふるはーとF』を取扱開始 －

<正式名称：低解約返戻金型無配当特別終身保険>

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成26年11月4日（火）から、平準払終身保険『ふるはーとF』（引受保険会社：住友生命保険相互会社）を販売開始いたします。

商品の概要は下記の通りです。当行は、引続き生命保険窓販商品のラインナップを充実させ、お客様の幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 商品名

『ふるはーとF』<正式名称：低解約返戻金型無配当特別終身保険>
(引受保険会社：住友生命保険相互会社)

2. 販売開始日

平成26年11月4日（火）

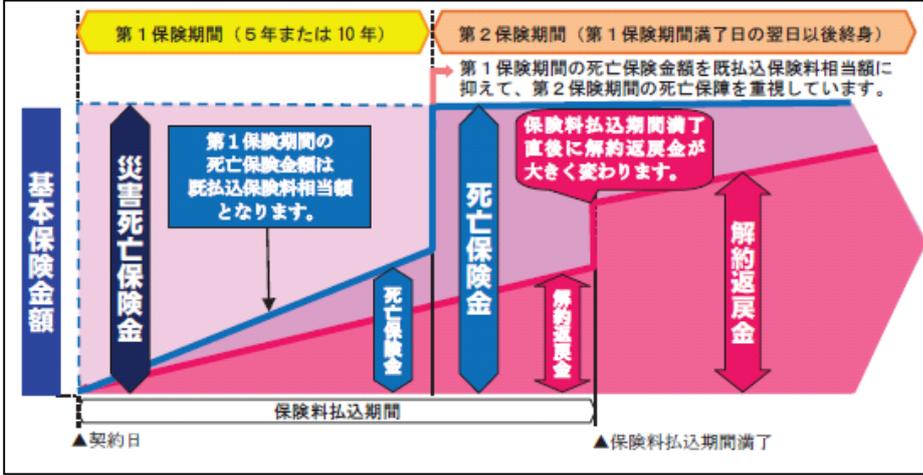
3. 商品概要

『ふるはーとF』の主な特徴

- <1> 第1保険期間（契約後5年または10年）の死亡保険金額を既払込保険料相当額に抑えて、第2保険期間の死亡保障を重視した保険です。
- <2> 保険料払込期間満了後、解約返戻金額は死亡保険金額を上限に増え続けますのでさまざまな資金ニーズにご活用いただけます。
- <3> 医師の診査は不要です。健康状態に関する2項目の告知等による簡単な手続きでお申し込みいただけます。
- <4> ライフプランにあわせて、保険料または保険金額、保険料払込期間、保険料払込方法を設定していただけます。

『ふるは一とF』の商品概要

『ふるは一とF』の主なお取扱いは次のとおりです。

項目	内容																
<p>しくみ図 (イメージ)</p>	 <p>第1保険期間（5年または10年）</p> <p>第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身）</p> <p>第1保険期間の死亡保険金額は既払込保険料相当額に抑えて、第2保険期間の死亡保障を重視しています。</p> <p>第1保険期間の死亡保険金額は既払込保険料相当額となります。</p> <p>保険料払込期間満了直後に解約返戻金が大きく変わります。</p> <p>基本保険金額</p> <p>災害死亡保険金</p> <p>死亡保険金</p> <p>解約返戻金</p> <p>保険料払込期間</p> <p>▲契約日</p> <p>▲保険料払込期間満了</p> <table border="1" data-bbox="371 864 1412 1039"> <thead> <tr> <th>お支払いする保険金</th> <th>お支払理由</th> <th>お支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死亡保険金</td> <td>第1保険期間</td> <td>被保険者が死亡されたとき（※）</td> <td>既払込保険料相当額</td> </tr> <tr> <td>第2保険期間</td> <td>被保険者が死亡されたとき</td> <td>基本保険金額と同額</td> </tr> <tr> <td>災害死亡保険金 (第1保険期間のみ)</td> <td></td> <td>被保険者が不慮の事故等を直接の原因として死亡されたとき</td> <td>基本保険金額と同額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害死亡保険金が支払われる場合を除きます</p>			お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額	死亡保険金	第1保険期間	被保険者が死亡されたとき（※）	既払込保険料相当額	第2保険期間	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額と同額	災害死亡保険金 (第1保険期間のみ)		被保険者が不慮の事故等を直接の原因として死亡されたとき	基本保険金額と同額
お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額															
死亡保険金	第1保険期間	被保険者が死亡されたとき（※）	既払込保険料相当額														
	第2保険期間	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額と同額														
災害死亡保険金 (第1保険期間のみ)		被保険者が不慮の事故等を直接の原因として死亡されたとき	基本保険金額と同額														
<p>契約年齢と 第1保険期間</p>	<table border="1" data-bbox="371 1111 1114 1184"> <thead> <tr> <th>契約年齢範囲</th> <th>15歳～49歳</th> <th>50歳～75歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保険期間</td> <td>10年</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> <p>被保険者の契約年齢により、第1保険期間が異なります。</p>			契約年齢範囲	15歳～49歳	50歳～75歳	第1保険期間	10年	5年								
契約年齢範囲	15歳～49歳	50歳～75歳															
第1保険期間	10年	5年															
<p>解約返戻金</p>	<p>保険料払込期間中：解約返戻金額を低く設定しない場合の70%</p> <p>保険料払込期間満了後：解約返戻金額を低く設定しない場合と同額（※）</p> <p>※ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。</p>																
<p>保険料払込方法</p>	<p>月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納（一部前納のお取扱いもあります）</p>																
<p>保険金額の 取扱基準</p>	<p>【最低保険金額】</p> <table border="1" data-bbox="371 1579 1275 1653"> <thead> <tr> <th>契約年齢範囲</th> <th>15歳～49歳</th> <th>50歳～59歳</th> <th>60歳～75歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低保険金額</td> <td>300万円</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、保険料を指定してお申込みいただくときは、上記の保険金額未満となる場合でも保険料払込期間が20年以上かつ月払保険料5,000円以上であればお申込みいただけます。</p> <p>【最高保険金額】</p> <table border="1" data-bbox="371 1912 1050 1986"> <thead> <tr> <th>契約年齢範囲</th> <th>15歳～39歳</th> <th>40歳～75歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高保険金額</td> <td>1500万円</td> <td>1200万円</td> </tr> </tbody> </table>			契約年齢範囲	15歳～49歳	50歳～59歳	60歳～75歳	最低保険金額	300万円	200万円	100万円	契約年齢範囲	15歳～39歳	40歳～75歳	最高保険金額	1500万円	1200万円
契約年齢範囲	15歳～49歳	50歳～59歳	60歳～75歳														
最低保険金額	300万円	200万円	100万円														
契約年齢範囲	15歳～39歳	40歳～75歳															
最高保険金額	1500万円	1200万円															
<p>危険選択</p>	<p>2項目の健康状態の告知等</p>																

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■預金などとの違いについて

この保険は、住友生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■解約返戻金について

この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額となります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。

このプレスリリースは、『ふるはーとF』の主な特徴を記載したものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

● ご注意いただきたい事項

- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。
- ・「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「特別勘定のしおり(変額商品のみ)」を必ずご覧ください。
- ・当行(募集代理店)の行員(生命保険募集人)は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ・法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。
- ・保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。(保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。)失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは 契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。